

## 第Ⅳ編 計画の実現に向けて

### 第1章 実現化方策

#### 1-1 取り組みの基本的な考え

本計画を基本として、各分野における各種計画などとの調整を図りながら、都市づくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

##### 1-1-1 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の導入など、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導などに関わる事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 玉名らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や九州新幹線新玉名駅周辺整備、新庁舎周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

##### 1-1-2 都市づくりの推進体制の充実

本計画に示す都市づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

###### (1) 国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

- 国、県などが進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、企画、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

- 特に、玉名市は広域的にも交通の要衝としての役割を担います。その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

## **(2) 協働のまちづくりを支援する体制づくり**

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者など及び市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

## **(3) 庁内推進体制の構築と人材育成**

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

## 1-2 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働によりまちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者などが参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

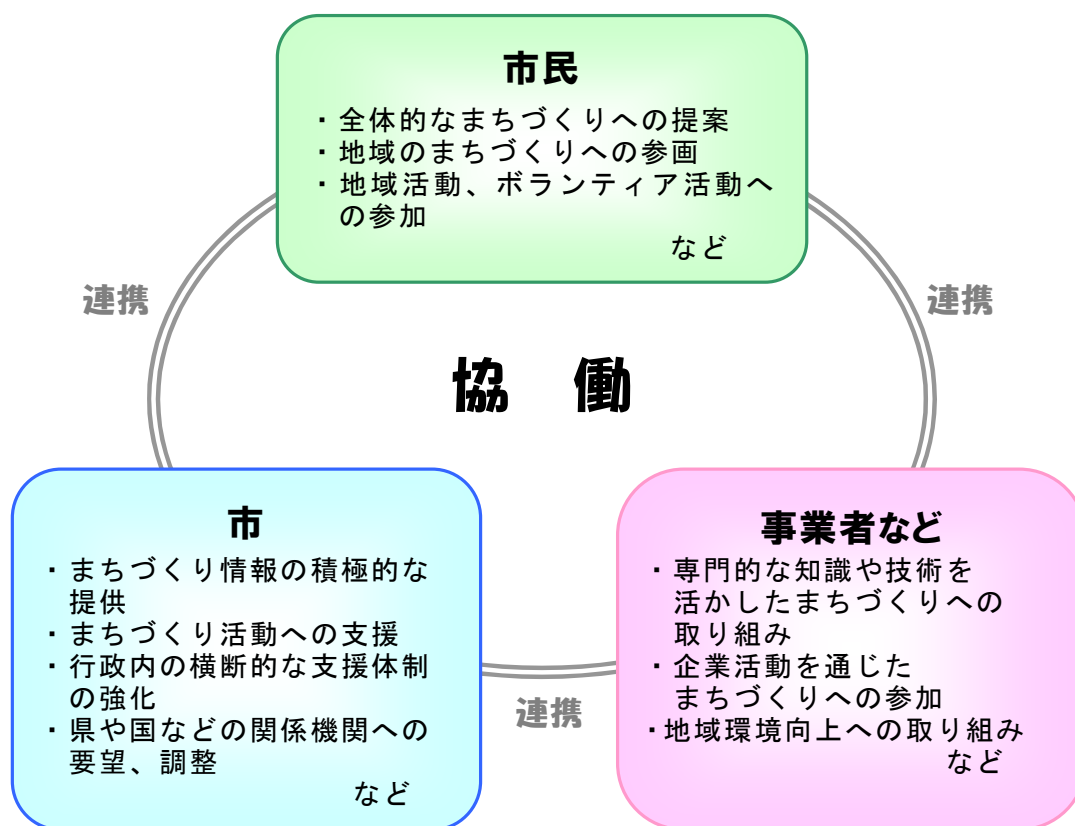
本計画における「協働のまちづくり」とは



以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組めます。
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います。
- 共通する目的の実現に向けて協力します。

【協働のまちづくりの体制のイメージ】



### 1-2-1 協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である市民・事業者などが参加し、市民と市が一体となってまちづくりを進めることができる取り組みを行います。

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザーなどの派遣制度を活用します。
- NPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、にぎわいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

### 1-2-2 各種制度などの活用

市民と事業者などが主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 玉名らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「景観協定」、「建築協定」、「緑化協定」などの制度の活用を図ります。

## 1-3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し・改善）のPDCAサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

### 1-3-1 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本市の今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査などにより、都市・地域づくりの進行状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者など・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画などとの整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受け場として協議会などを設置します。

【都市計画マスタープラン進行管理のイメージ】

